

## 7. 地方消費税交付金に係る社会保障関連経費への充当

平成26年4月から消費税率が5%から8%、令和元年10月から10%に引き上げられた。消費税率引上げにかかる地方消費税収については、「社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費」に充てることとされている。

### 【歳入】

地方消費税交付金	601,736 千円	社会保障施策に要する経費	2,935,708 千円
うち社会保障財源化分	391,571 千円	うち一般財源	916,731 千円

### 【歳出】

※令和6年度地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分を財源とする主な社会保障関連事業は下表のとおり。

(単位:千円)

事業内容	一般財源	その他	分担金	県支出金	国庫支出金	財源内訳			事業費	費目	主な事業
						事業内容	一般財源	その他			
社会福祉	計画相談支援に基づき、障がい者(児)の日常生活に必要な障がい福祉サービスについて一部給付を行う。	0	0	151,064	302,128	611,121	扶助費	障がい者自立支援給付費	社会福祉		
	重度障がい者の医療費(薬代含む)を助成し、継続的かつ安定的な医療機会の確保を行う。	0	0	32,483	0	64,249	扶助費	重度心身障がい者医療費			
老人福祉	老人の生活安定及び福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき要措置者の適正な養護を行う。	0	25,400	0	0	140,471	扶助費	養護老人ホーム措置費			
児童福祉	認可保育所及び認定こども園に対する運営費補助金。就学前の乳幼児に関する保育・教育等の総合的な提供を推進する。令和元年10月から保育料無償化(3~5歳)となり、令和5年9月から制度上第一子の保育料無償化(3歳未満児)となつた。	20,000	15,480	448,958	936,218	1,962,233	扶助費	施設型給付費	児童福祉		
	小学校就学前の乳幼児及び小学生に対する保険診療分の医療費を助成することで、充実した子育て支援を図る。令和2年11月から従来の助成対象に加え、中学生の外来・調剤を助成対象に加えている。	46,010	0	24,570	0	137,634	扶助費	子ども医療費			
保健衛生	妊娠婦の経済的負担を軽減するため、妊娠届け及び出生届後にそれぞれ5万円相当の経済的支援を行う。	0	0	3,333	13,333	20,000	扶助費	出産・子育て応援給付金			
合 計				660,408	1,251,679	2,935,708					